令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省4(Ⅷ−3−1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	を図ること 基本目	関係生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給と(施策目標Ⅷ−3−1) 標Ⅷ:安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 大目標3:母子保健衛生対策の充実を図ること	担当 部局名	子ども家庭局母子保健課	作成責任者名	子ども家庭局母子保健課長 山本 圭子							
施策の概要	 旧優生 このほ ①妊産 ②幼児・ ③産後 	・ 本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資することを目的として、母子保健法等に基づき、各種相談・健康の保持・増進に関する事業を実施するものである。 ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」に基づく一時金を支給するもの。 ・ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。 ・ ①好産婦等への支援の強化 ・ ②幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担軽減 ・ ③産後ケア事業での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政方法											
	1	・ 地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなって ・ より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にお ・ このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供す ・ 同センターは令和2年度末までの全国展開を目指して整備を続けてきたところであるが、令和4 安を抱える妊産婦を含む)への対応といった多様なニーズに対応できるよう、社会福祉士、精神保	ったるまでの切れ目(「る「子育て世代包括 年度は、誰もがより!	のない支援の強化を図っていくことだ 「支援センター」の設置を進めている 安心・安全な子育て環境を整えるた	。 め、特定妊婦や、産								
施策実現のための背景・課題	2	・ 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、支援を必要とす 適切なケア等を実施する必要がある。 ・ 令和元年12月に成立した「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)において、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」が法定化され、市町村における同事業の実施が ことを踏まえ、少子化社会対策大綱において、令和6年度末までの同事業の全国展開を目指すこととしている。 ・ さらに、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において子育て経験者等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、母体の身体的機能や精神状態の把握等を行い、支援へ繋げる「産婦健康診査事 的な悩みを有する女性に対する相談指導等や、特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等の支援を行う「性と健康の相談センター事業」を推進する必要がある。											
	3	 近年の晩婚化や初産年齢の上昇などを背景に不妊治療を受ける者が増加している。2019(令利は86万5,239人で、体外受精で生まれた子どもの割合は総出生数のうち7%となっている。 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の医療費がかかる不妊治療(体外受精、顕微支障が生じないよう、年度をまたぐ一回の治療について、経過措置として助成金の対象とし、不妊治療の過程では、身体的負担や精神的な苦痛を伴うこともあるが、これらの悩みは家族、みの原因の1つとなっている。 このため、無料で利用することができ、電話や面接の相談対応や不妊治療に関する情報提供をぶ講演会等を実施する、性や生殖に関する相談体制の整備を進めている。 性と生殖に関する相談体制のある自治体数は、令和3年8月1日時点で84箇所にとどまり、全者 	受精)に要する費用 台療の円滑な実施に 支人など親しい人に ・基本的な業務とし、	に対する助成を行ってきたが、令和に向けた対応をする必要がある。 も打ち明けづらい場合があり、妊娠 自治体によっては、不妊に悩む当事	4年4月からの不妊 ・出産に効果的とす。 事者や経験者が集ま	治療の保険適用の実施にあたり、移行期の治療計画に る治療等の情報が氾濫していることも、不妊に関する悩 り、思いを語り合う交流会や最新の不妊治療について学							
	4	平成31年に議員立法である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支約の支給を円滑に行う必要がある。	合等に関する法律」だ	「委員長提案で提出され、同月に全	会一致で成立した。	同法を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金							

		達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由				
	目標1		子育て世代包括支援センターでは、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、相談支援等を行っており、令和2年度末までの全国展開を目指して整備を進めてきた。				
	(課題1)	子育て世代包括支援センターの実施体制を強化すること	今後は専門職(SW、PSW、心理職等)の配置や、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援、対子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会との連携強化など、同センターの実施体制の強化を図る必要がある。これらに母子保健サービス」の提供だけでなく、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方(新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦を含む対応といった多様なニーズに対応することで、誰もが安心・安全な子育て環境の整備に資すると考えられるため。				
各課題に対応した達成目標	目標2	産前・産後の支援を強化すること	 地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、出産や子育てに不安を感じやすい妊娠期・出産前後 における支援を強化することは、地域における妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備することに資すると考えられる				
	(課題2)	左前 注及の文法とは10 f もこ	ため。				
	目標3		性と健康の相談センター(令和4年度に「不妊専門相談センター」から名称変更)は、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの 等を行っており、この配置を進めることで、不妊の課題に対応するための適切な体制が構築され、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るとができると期待されるため。				
	(課題3)						
	目標4		平成31年4月に委員長提案で提出された議員立法であり、同月に全会一致で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する				
	(課題4)	一時金の円滑な支給	一時金の支給等に関する法律」を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要があるため。				
達成目標1について							

測	測定指標(アウトカム、アウトプット)			目標値:	<u> </u>			年月	きごとの目れ きごとの実績	責値		測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
•			基準年度		目標	年度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度			
	子育て世代包括支援センターの整備数(アウトプット) (令和2年度まで)	_	_	全国展開	令和2	全国展 (1,741) 区町村		全国展開 (1,741市 区町村)	全国展開			子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・ 包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応 するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整とどにより、母 平成32年	平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目1	
1							761市区町 村(1,436 か所)	983市区町 村(1,717 箇所)	1,288市区 町村 (2,052箇 所)			子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供につなげる役割を担すとの目れる。同センターの整備が、妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支(参考)設援に資すると期待されるため、指標として選定した。	すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時,	
	相談支援機能を強化した子育て世代包括支援センターの割合(アウト	_	_	100%	令和4	1年度		100% 100		100%	子育て世代包括支援センターの全国展開の目標は一定の成果を得られたところであり、今後は、同センターに専門職(SW、PSW、心理職等)を配置し、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援、市区町村子ども家庭総合支援拠点や要保護用意対策地域投議会との連携強化を行うことで体制強化を図ってい	全ての自治体において相談支援機能の強化が必要であることから、当		
	プット) (令和3年度以降)			100%	12.14	. 1 2				取りまとめ 時期未定		護児童対策地域協議会との連携強化を行うことで体制強化を図っていく。これにより、多様なニーズに対応し、誰もがより安心・安全な子育で環境の整備に資すると期待されるため、指標として選定した。	を設定した。	
	達成手段1	令和2年度		令和4年度	関連する						Im-			
	(開始年度) 	予算額 執行額	予算額 執行額	予算額	指標番号					達风	手段の概要	要、施策目標達成への寄与の内容等 	令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	妊娠 出産包括支援事業	59.8億円	71.9億円	62.6億円			、同センター	ェンターを立ち の設置が促	効果があると 2022−厚労−21−0734					
(1)	(平成26年度)	21.7億円	23.0億円	- 02.0 (1		(参考)子育	すて世代包括	舌支援センタ・ 交付金(利用	2022 IF/J 21 0104					

達成目標2について

									度ごとの目れ							
測	定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標	 任 使	平成30年 令和元年		きごとの実行 令和2年		令和4年	測定指標の選定理由	目標値((水準・目標年度)の設定の根拠		
2	妊娠・出産について満足している者の 割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保 障分野11】 【新経済・財政再生計画 改革工程表の	63.7%	平成25年	85.0%			令和6年度			度 70.0%	度 73.0%	度 76.0%	度 79.0%		標値として設定した。な 度の目標値を達成する 【新経済・財政再生計画 すものになっており、同 なお、令和4年度の目	やか親子21(第2次)において、令和6年度の目はお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年6ために設定した目安値である。 国 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表別KPIと同じ指標を測定指標として設定】 標値については、健やか親子21(第2次)におい令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差
	KPI]						83.5%	85.1%	82.6%	現在調査 中(R4年 12月目途 公表予定)			子:「産後、退院してか	賃値82.6%は分母:全回答者数(596,296人)、分 らの1か月程度、助産師や保健師等からの指 ることができましたか。」に対して「はい」と回答し ら算出したもの。		
3	妊娠中の保健指導(母親学級や両親 学級を含む)において、産後のメンタル ヘルスについて、妊婦とその家族に伝	43.0%	平成25年	100.0%	令和6	6年度	-	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	妊娠中に産後のメンタルヘルスについて伝えることは、不安を感じやす い産後期の支援の強化に資すると考えられるため、この指標を選定し	目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。なお、令和4年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。 (参考)令和2年度実績値55.5%は分母:全市区町村数(1,741)、分子:妊娠中の保健指導において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村数(967)から算出したもの。			
	える機会を設けている市区町村の割合(アウトカム)						52.1%	54.7%	55.5%	現在調査 中(R4年 12月目途 公表予定)		<i>t</i> ⊆。				
	妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野11】	92.8%	平成25年	100.0%	令和6	5年 安	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	アンケート等を通じて個々の妊婦の身体的・精神的・社会的な情報を把握することは、妊婦の状況に応じたきめ細かな支援に資すると考えられ	標値として設定した。	やか親子21(第2次)において、令和6年度の目 「値00.494は公母・全古区町材数(1.741) 公子・		
			度	100.0%	- Τ 1 1 1) 牛皮	98.6%	98.9%	99.4%	現在調査 中(R4年 12月目途 公表予定)		るため、この指標を選定した。	「付参考」			
	達成手段2 (開始年度)	予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号					達成	手段の概	要、施策目標達成への寄与の内容等		令和4年度行政事業レビュー事業番号		
(2)	妊娠·出産包括支援事業(再掲) (平成26年度)	執行額 59.8億円	71.9億円	・ 62.6億円		子育て世 これにより 見込んでい (参考)子译 ・子ども ②産前・産	Nる。 育て世代包括 3子育て支援3 後サポート事	センターを立 の設置が促 支援センタ- 交付金(利用	譲成する効果があると	2022- 原学-21-0724						
(2)		21.7億円	23.0億円	02.0 応门		③産後ケブ 母子への 行う「デイヤ	産前・産後サポート事業 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等の専門会や子育て経験者・シニア世代等による相談支援を行う。 産後ケア事業 母子への心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。医療機関の空きベッド等を活用して休養の機会を提供する「宿泊型」や、日中のサービスを う「ディサービス型」、訪問型のサービスを実施する「アウトリーチ型」に分かれる。 れらの事業により、妊産婦に対する心身のケアや育児サポート等の各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果が ると見込んでいる。							2022-厚労-21-0734		

(3)	産婦健康診査事業 (平成29年度)	18.3億円	18.3億円	18.3億円 2		・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の 産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の	2022-厚労-21-0740	
	(17,7== 17,27	19.8億円	21.7億円			初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することを目的としている。		
	母子保健情報の利活用に係るシステム 改修事業	2.3億円	_	_		「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)において、「個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR(Personal Health Record)について、令和2年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す」こととされており、令和2年度からの本格稼働を目指し、乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診や妊婦健診等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築するもの。	_	
(1)	(令和元年度)	0.8億円	ı		2,0	市町村で実施している妊婦健診や乳幼児健診の健診項目のうち、標準的な電子的記録様式として定める項目について、データ標準レイアウトの改訂を行い、当該改訂 に伴う市町村のシステムの改修経費について補助する。		
	新型コロナウイルス感染症の流行下に おける妊産婦総合対策事業	163.4億円 29.3億F		-	ı	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にある。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることなどから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害などが懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。 このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。	2022-厚労-21-0746	
	(令和2年度)	121.3億円				・ オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助		
(6)	幼児健康診査個別実施支援事業	14.1億円 1.1億円		_	新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から、個別の医療機関等へ健診を受けに 行く個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。	2022-厚労-21-0747		
(0)	(令和2年度)	11.2億円	0.1億円			具体的には、幼児健康診査のうち、1歳6か月健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども1人1人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。	2022 序分 21 0/4/	
(7)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1.0億円 1.0億円 多胎妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査の受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康 査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的としている。		_		2022-原学-21-0740		
(令和3年度)	(令和3年度)			2022-厚労-21-0749				

達成目標3について

	測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に〇を付した指標は主要な指標		+							きごとの目れ きごとの実績					
			基準値	基準年度	目標値	目標	平成30年 度		令和元年 度			令和4年 度	測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	5)	性と生殖に関する相談体制のある 自治体数(アウトプット)	_	_	全都道府 県・指定都	令和4		全都道府 県・指定都 市・中核市 (121件)	全都道府 県・指定都 市・中核市 (125件)	全都道府 県・指定都 市・中核市 (127件)	全都道府 県・指定都 市・中核市	(129件)	するための適切な体制が構築され、生涯を通じた女性の健康の保持増 進を図ることができると期待されるため、この指標を選定した。	全都道府県において、性や生殖に関する相談体制が整備されており、引き続き、指定都市、中核市への整備を促していく必要があるため。	
		日和体数(アクドングド)			市・中核市			67件	76件	81件	84件		(参考)平成27年度設置自治体数:63件、平成28年度設置自治体数:65 件		
	達成手段3			令和3年度	令和4年度	関連する 指標番号					達成		令和4年度行政事業レビュー事業番号		
	予算額 予算額 執行額 執行額														
(8) 生涯を通じた女性の健康支援事業 15.5億円 19.5億円 9.2億円 5							性と健康の村	相談センター	-事業では、	2022-厚労-21-0735					
	. •	(平成8年度)	2.3億円				これにより、	か灶や小育	症について	<i>い</i>	2022 /7/3 2. 0/00				

達成目	達成目標4について															
201	測定指標(アウトカム、アウトプット)			口無法					度ごとの目れ 度ごとの実績				ᅃᅼᆉᄔᄺᇫᇒᅷᆩᇄᅩ			
			基準年度	│ 目標値 ┃ 目標年度		票年度	平成30年 度		令和2年		令和4年 度	測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 		
-	-	-	-	-	-				-	「旧優生保護法に基等に関する法律」に き水準としての測定する 記載している。	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給 等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、達成すべ き水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を 記載している。		-			
(参考技	(参考指標)								令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度		選定	理由		
6	一時金の支給件数							476 410 86 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき- を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。						き一時金を支給する事業であるため、支給件数		
	空成手段4 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和4年度 関連する 指標番号 指標番号 1 を表						達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 令和4年度行政事							令和4年度行政事業レビュー事業番号		
(9)	旧優生保護一時金支給諸費 (令和2年度)	5.2億円 2.4億円	3.9億円	- 3.8億円	6	計上。	度予備費にお 4月26日 予(手術等を受け	けた者に対する一時金	⋛の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給す	るために必要な経費を	2022-厚労-21-0743	
	- 施策の予算額(千円)			令和2年度					令和3年度				令和4年度			
	旭東のア昇領(十円)			48,430,740			15,434,424						政策評価実施予 11,885,460 時期		令和6年度	
	施策の執行額(千円)			30,836,268					8,636,634							
					施政方針演	説等の名称	T				年月	18	関	関係部分(概要・記載箇所)		
	施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)]会 衆議院原	享生労働委 員	会における	。厚生労働大	(臣所信表明				令和4年2	2月25日	不妊治療への支援については、本年四月より保険適用を実現します。また、引き続き、不妊治療を受けやすい職場環境整備や、不育症患者や、小児、AYA世代のがん患者等に対する支援を推進します。			